(あて先) さいたま市水道事業管理者

申請者 住所

給水申込みに伴う協議証明願

申請	計 地 _	(さい	ハたま市	<u>j</u>	区)
に係る	給水に	こ関し、	下記に	こついて	こ証明願います。	
					記	
1	事	業の	り目	的		
2	計画	一日身		水量		
3	既設給水装置の有無 有・無					
4	給	水	条	件	□ 給水装置工事を申請します。	
					□ 開発給水申請を申請します。	

上記のとおり証明する

令和 年 月 日

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道事業管理者

給水申込みに伴う協議証明願の添付書類等

水道局·給水工事課

添付書類

- 1. 事前協議申請書の写し
- 2. 事前協議調整結果通知書(通知)の写し
- 3. 案内図に申請地を明記したもの
- 4. 水道管管理図 (マッピング図) に申請地を明記したもの
- 5. 給水計画平面図 ・配水管~ ①直結部分(建物)まで ②受水槽・BPまで

※管径、管種、既設給水管再使用等の記載は不要

6. 計画1日最大給水量の算定書(別紙あるいは、給水計画平面図の余白に記入) (例)(専用・共同)住宅 = 1 m³(1世帯)×世帯数=給水量(m³/日)

その他

- ① 給水申込みに伴う協議証明願の提出部数は、 水道局用1部・申請者用 必要部数
- ② 施行については、さいたま市指定給水装置工事事業者に委任し、さいたま市給水条 例等を遵守してください。
- ③ 開発給水(新規での配水管布設工事・消火栓設置工事)が伴う場合は、開発給水申請の提出が必要となり、提出から工事着手まで3ヶ月程度の日数が必要となります。
- ④ 3 F直結直圧式・増圧式の場合は、『直結給水システム事前協議申請書』の申請が必要になります。
- ⑤ 戸別検針共同住宅の取扱いについては、別途協議が必要になります。
- ⑥ 本協議返却時、別途追加資料の提出をお願いする場合があります。